

# 国民負担率の推移

(参考8)

年度	国税	一般会計 税収	地方税	租税負担		社会保障 負担	国民負担率		財政赤字	潜在的な 国民負担率		年度	国税	一般会計 税収	地方税	租税負担		社会保障 負担	国民負担率		財政赤字	潜在的な 国民負担率	
				=	+		=	+		=	+					=	+		=	+		=	+
昭和45	12.7	12.0	6.1	18.9	5.4	24.3	0.5	24.9				平成元	17.7	17.0	9.9	27.6	10.8	38.4	0.8	39.2			
46	12.8	12.0	6.4	19.2	5.9	25.2	2.5	27.7				2	17.9	17.1	9.5	27.4	11.3	38.8	-	-			
47	13.3	12.5	6.4	19.8	5.9	25.6	2.8	28.4				3	16.9	16.0	9.4	26.3	11.4	37.7	0.4	38.1			
48	14.7	13.9	6.8	21.4	5.9	27.4	0.7	28.1				4	15.5	14.7	9.3	24.8	11.8	36.6	4.2	40.8			
49	14.0	13.4	7.3	21.3	7.0	28.3	3.3	31.6				5	15.4	14.6	9.0	24.4	12.1	36.6	6.4	43.0			
50	11.7	11.1	6.6	18.3	7.5	25.7	7.5	33.3				6	14.4	13.6	8.7	23.0	12.4	35.4	7.9	43.3			
51	12.0	11.2	6.8	18.8	7.8	26.6	7.2	33.8				7	14.6	13.8	8.9	23.5	13.3	36.8	9.0	45.9			
52	11.8	11.1	7.1	18.9	8.3	27.3	8.3	35.6				8	14.2	13.4	9.0	23.2	13.2	36.5	8.4	44.9			
53	13.5	12.8	7.1	20.6	8.5	29.2	8.0	37.1				9	14.2	13.7	9.2	23.4	13.5	36.9	7.4	44.4			
54	13.7	13.0	7.7	21.4	8.8	30.2	8.7	38.9				10	13.5	13.0	9.4	22.9	14.0	36.9	(*)16.9 10.0	(*)53.8 46.9			
55	14.2	13.5	8.0	22.2	9.1	31.3	8.2	39.5				11	13.1	12.6	9.4	22.5	14.1	36.6	11.7	48.3			
56	14.5	13.8	8.3	22.8	9.8	32.5	8.1	40.6				12	13.9	13.3	9.3	23.2	14.0	37.2	9.5	46.7			
57	14.6	13.9	8.5	23.1	10.0	33.1	7.6	40.7				13	13.5	13.0	9.6	23.1	14.7	37.8	8.9	46.7			
58	14.8	14.0	8.6	23.4	10.0	33.4	6.9	40.4				14	12.6	12.1	9.1	21.7	15.0	36.7	10.5	47.2			
59	15.1	14.3	8.8	23.9	10.1	34.0	5.8	39.8				15	12.0	11.4	8.9	20.9	15.2	36.1	11.0	47.1			
60	15.0	14.7	9.0	24.0	10.4	34.4	4.9	39.3															
61	15.8	15.4	9.1	24.9	10.6	35.5	4.2	39.7															
62	16.8	16.5	9.6	26.4	10.6	37.0	2.6	39.6															
63	17.3	16.9	10.0	27.3	10.6	37.9	1.3	39.2															

(注) 1. 単位は%。  
 2. 平成13年度までは実績、14年度は実績見込み、15年度は見通し。  
 3. 平成2年度以降は93SNAに基づく計数であり、平成元年度以前は68SNAに基づく計数。  
 ただし、租税負担の計数は租税収入ベースであり、SNAベースとは異なる。  
 4. (\*)の計数は、国鉄長期債務及び国有林野累積債務の一般会計承継に係る財政赤字を含む場合。

資料：財務省

# < 国民負担率に関するこれまでの経緯 >

## 1. 臨時行政調査会答申(昭和57年7月)<抜粋>

租税負担と社会保障負担とを合わせた全体としての国民の負担率(対国民所得比)は、現状(35%程度)よりは上昇することとならざるを得ないが、徹底的な制度改革の推進により現在のヨーロッパ諸国の水準(50%前後)よりはかなり低位にとどめることが必要である。

## 2. 臨時行政改革推進審議会(第3次行革審)最終答申(平成5年10月)<抜粋>

このため、国民負担の水準について、第2次行革審が提言した「高齢化のピーク時(2020年頃)において50%以下、21世紀初頭の時点においては40%台半ばをめどにその上昇を抑制する」との目標を今後とも堅持し、社会保障制度を始め行財政全般にわたり不断の改革努力を積極的に行っていく必要がある。

## 3. 財政制度審議会「財政構造改革特別部会最終報告」(平成8年12月)<抜粋>

国民負担率に財政赤字を加えた「潜在的な国民負担率」という概念を併せ考える必要がある。

## 4. 財政構造改革会議「財政構造改革5原則」(平成9年3月)<抜粋>

国民負担率(財政赤字を含む)が50%を超えない財政運営を行う。

## 5. 財政構造改革法(平成9年12月施行、10年12月停止)該当部分<概略>

(国の財政運営当面の方針)

第6条 国は、第4条に規定する財政構造改革の当面の目標の達成に資するよう、財政運営に当たり、一般歳出の額(略)を抑制するとともに、次に掲げる観点等を踏まえ、特別会計を含むすべての歳出分野を対象とした改革を推進することを当面の方針とする。

1～5 (略)

6 国民負担率(財政赤字を含む)を100分の50を上回らないように抑制すること。

## 6. 「構造改革と経済財政の中期展望」(平成14年12月閣議決定)<抜粋>

(国民負担の在り方)

簡素で効率的な政府の実現に向け歳出面の改革を推進しつつ、受益と負担の関係についても引き続き検討を行うこととする。また、将来にわたって持続可能な社会保障制度の構築や地方の自立など真に必要な行政サービスのために、今後必要となる財源をどのように確保していくのか、構造改革の進展などを踏まえつつ検討を行う。

## マクロ経済と年金改革等に関する国民負担率の試算

	Ⅰ		Ⅱ		総合的改革型		更なる年金抑制型		受給開始年齢が2歳上昇した場合	
	現状維持型 年金 = 給付水準維持 (代替率59%)		年金抑制型 (保険料率20%)		(保険料率20%)		(保険料率18%)		(保険料率18%)	
<b>&lt; 年金 &gt;</b>										
<b>財源</b>										
<b>基礎年金国庫負担割合</b>	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2	1/3	1/2
<b>保険料率(%)</b>	25.3	22.3	20.0	20.0	20.0	20.0	18.0	18.0	18.0	18.0
<b>給付水準(新規裁定者の所得代替率%) (2050年)</b>	59	59	47.4	54.1	47.4	54.1	44.0 <sup>注4)</sup>	47.4	44.0 <sup>注4)</sup>	51.0
<b>&lt; 潜在的国民負担率(%) &gt; (2025年)</b>	60.8		59.8		54.5		53.4		53.4	
<b>&lt; 歳出総額の内訳(兆円程度) &gt; (2025年)</b>										
<b>社会保障給付</b>	185		180		167					
<b>医療</b>	62		62		53					
<b>年金</b>	81		76		76		同		同	
<b>介護</b>	18		18		14					
<b>社会保障給付以外</b>	115		115		111					
<b>公共投資</b>	32		32		29					
<b>(同、GDP比)</b>	(3.8%)		(3.8%)		(3.5%)					
<b>利払費</b>	60		59		45					

(注1) &lt; 経済前提 &gt;

「改革と展望」期間中は、それを前提。  
その後、実質成長率1.5%、実質金利2.0%、物価上昇率1.0%を想定

(注2) &lt; 年金以外の歳出 &gt;

2077年度までは「改革と展望」のラインで改革。  
それ以降は以下の想定

【ケース、 = 現状維持型】

- 年金以外の社会保障(医療、介護等)については、高齢化等により自然体で増加

【ケース、 = 改革型】

- 年金以外の社会保障(医療、介護等)については、高齢化等による増加を半分程度に抑制
- 社会保障以外については、歳出(人件費を除く)の伸びを国民所得の伸び率マイナス0.5%に抑制
- 利払費については、2010年代初頭のプライマリーバランスの黒字化達成を前提

(注3) 潜在的国民負担率以下の計数については、基礎年金国庫負担割合1/2の場合を掲載

(注4) 基礎年金国庫負担割合1/3の場合については、2050年以降も給付水準が低下し、最終的な水準が、ケースについては38.5%程度、ケースについては41.6%程度となる。

【出所】「社会保障モデル」(内閣府作成)により試算

## 社会保障制度・政策との関係からみた税制

### 1 . 給付と負担との関係

社会保障の給付と負担において基準を援用

- 給 付 . . . 各種手当の支給基準（所得制限）
- 保険料 . . . 国民健康保険の所得割保険料、介護保険料
- 利用者負担 . . . 低所得者の範囲は、市町村税非課税世帯などを基準

各種手当と各種控除の機能の重複

### 2 . 社会保障政策との関係

税制上の優遇措置による福祉や医療の負担軽減

## 課税のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
所得課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>より大きな経済力を有する人にはより多くの負担を求める「<u>垂直的公平</u>」の確保に資する</li> <li>各種控除などできめ細かい配慮が可能</li> <li>景気の状態により税収が変動することで、税制が景気安定化機能（ビルト・イン・スタビライザー）を有する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>累進構造による負担累増感が勤労意欲や事業意欲を阻害するおそれ</li> <li>所得の正確な捕捉は必ずしも容易ではなく、給与所得、事業所得などの所得の種類により課税ベースの把握に差が生ずるおそれ</li> <li>法人所得課税においては、<u>景気に対する税収の変動が大きい</u>という特徴</li> </ul>
消費課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済力が同等の人々には同等に負担を求める「<u>水平的公平</u>」に優れ、「<u>世代間の公平</u>」にも資する</li> <li>消費に広く薄く負担を求めることができ、<u>社会の活力維持及び安定的な税収の確保が可能</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>担税者の個々の事情を配慮しにくい面あり</li> <li><u>所得に対する負担の逆進性</u>については、ヨーロッパ並みに高い負担水準の下では、一定の配慮が必要</li> </ul>
資産課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済社会のストック化に対応し、資産格差の是正、所得課税の補完の観点から「<u>垂直的公平</u>」の確保に資する</li> <li>赤字法人であっても、資産があれば、負担を求めることが可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資産性所得課税の場合、その<u>捕捉の困難さ</u>、勤労性所得との負担のバランスをどう考えるか困難</li> <li>資産保有課税の場合、キャッシュフローがないところに課税するという難点</li> </ul>

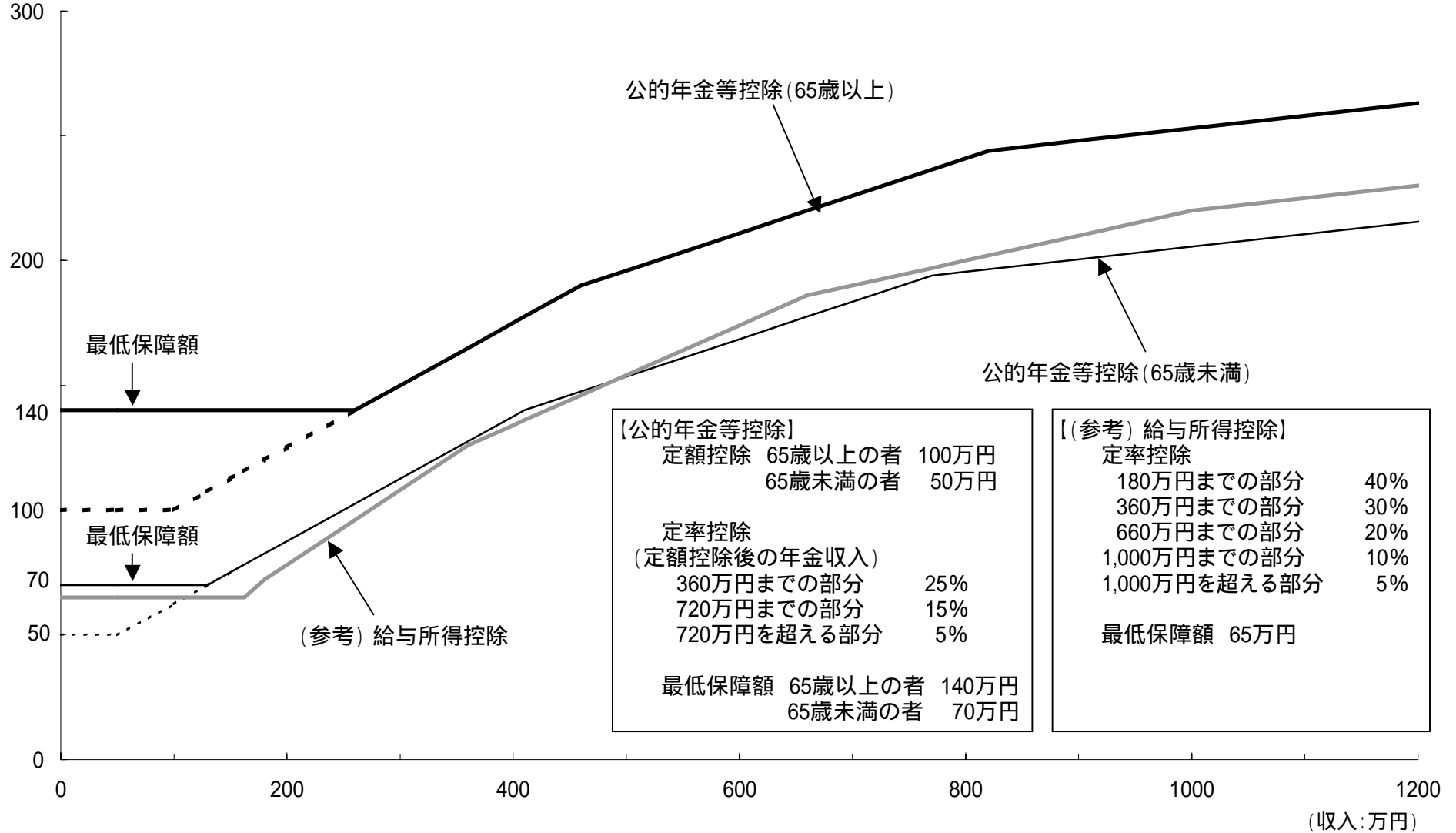
「これからの税制を考える - 経済社会の構造変化に臨んで - （平成9年1月税制調査会）」を参考に厚生労働省で作成

# 公的年金等控除について

(参考11)

公的年金等控除額は、65歳未満の者に適用される控除額に比べ、65歳以上の者に適用される控除額が大きくなっている。

(控除額:万円)



## < 見直しに関する意見 >

### 経済財政諮問会議

-「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」(平成14年6月)-

公的年金をはじめとする社会保障制度を抜本的に見直し、世代間・世代内の公平を重視して長期に持続可能なものにするとともに、年金課税の見直しを検討する。

### 政府税制調査会

-「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月)-

公的年金等控除については、社会保険料控除がある以上、本来不要とも考えられる。しかし、当面、少なくとも世代間の公平を図る観点から、定額控除の割増と老年者控除との関係を整理するなど、大幅に縮減する方向で検討する必要がある。

### 社会保障審議会年金部会（各委員の意見）

-「年金制度改正に係るこれまでの意見の整理」(平成14年12月)-

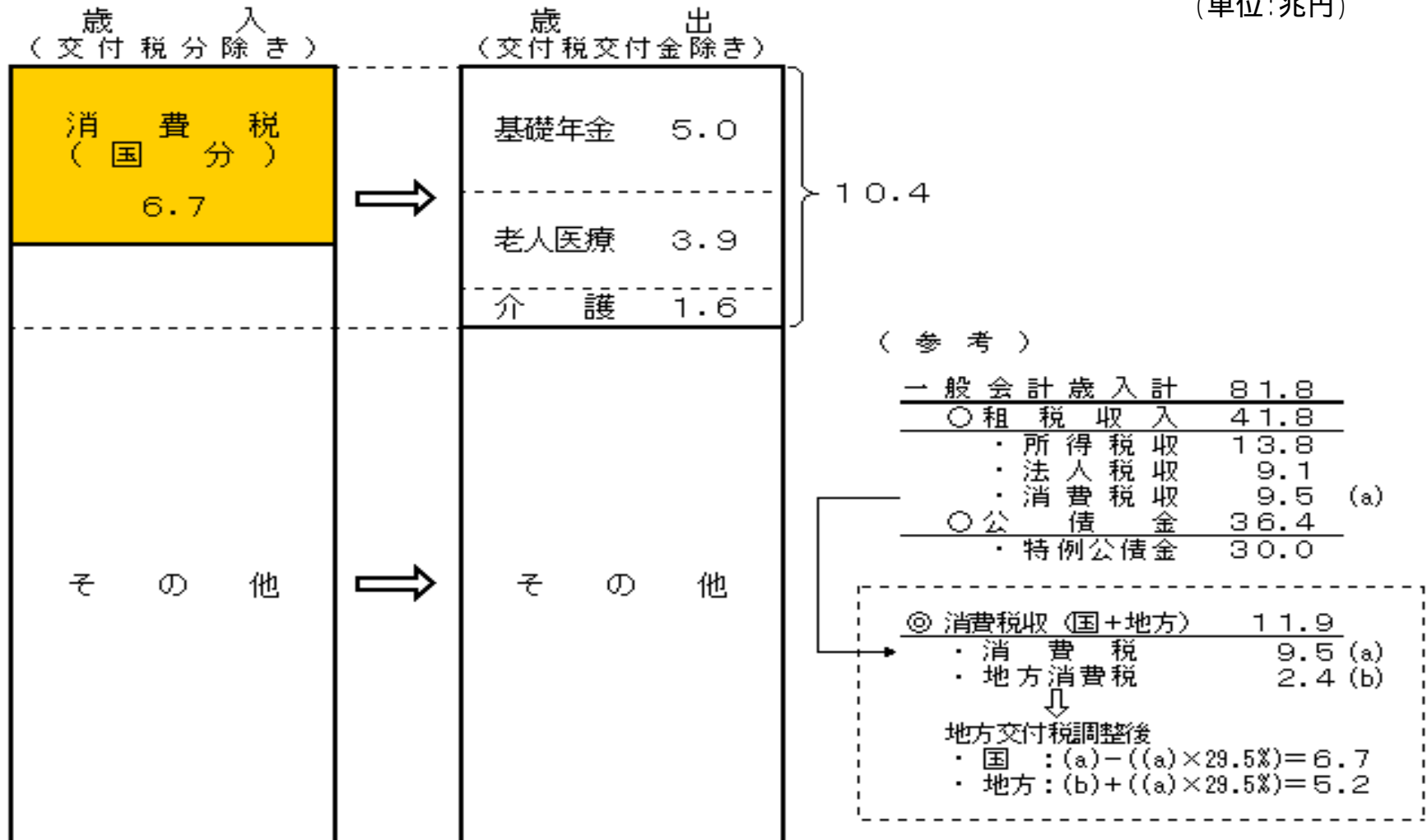
- ・ 拠出段階で非課税であること、給与所得等と比べ優遇しすぎていること等から、公的年金等控除は縮減する必要がある。
- ・ 年金課税は、仕送りをしている若い世代との不公平のない制度にすべき。ただし、資産の有無など高齢者内の格差にも配慮したきめ細やかな仕組みが必要。

## 消費税と社会保障

平成11年度予算総則より、消費税の収入が充てられる経費の範囲として、基礎年金、老人医療、介護が掲げられている。

(平成15年度予算)

(単位:兆円)





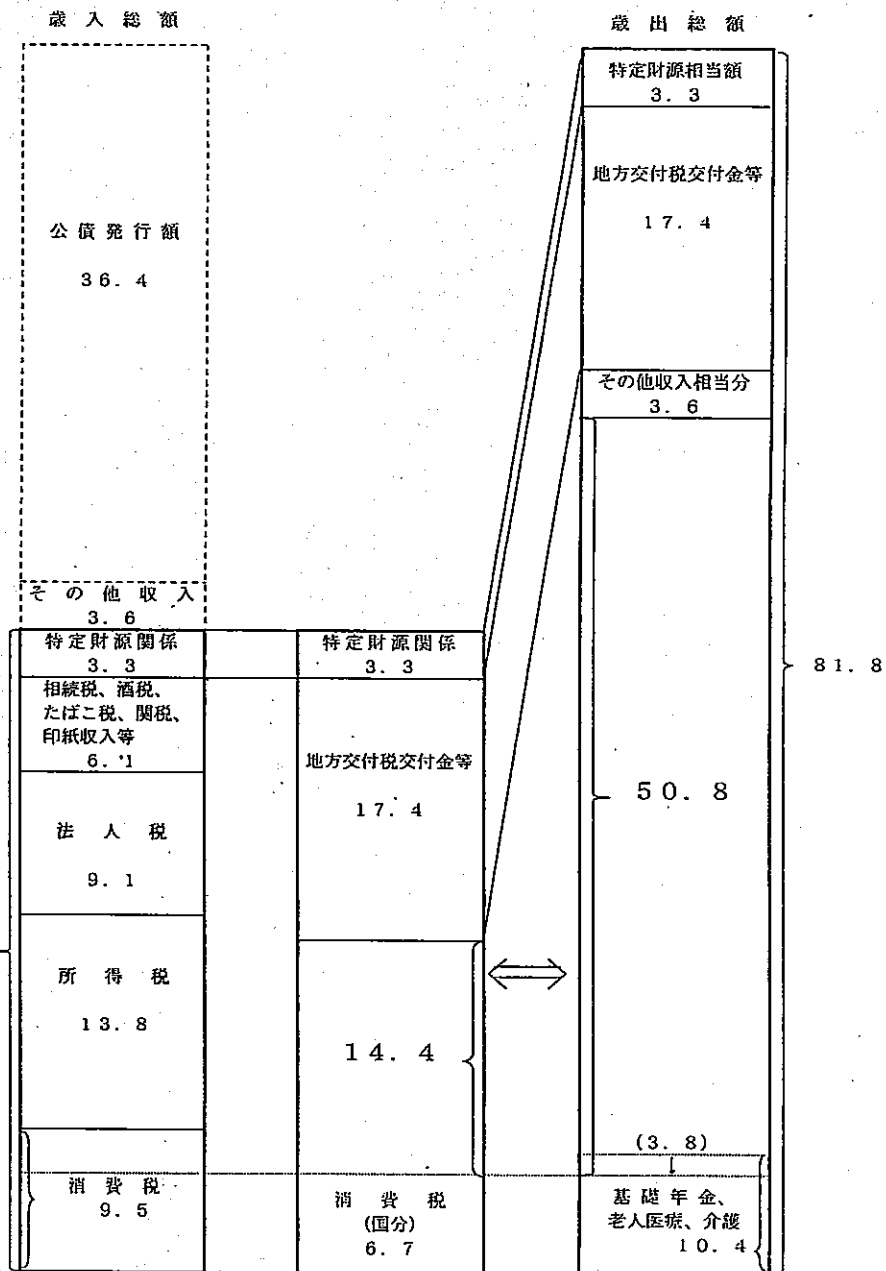
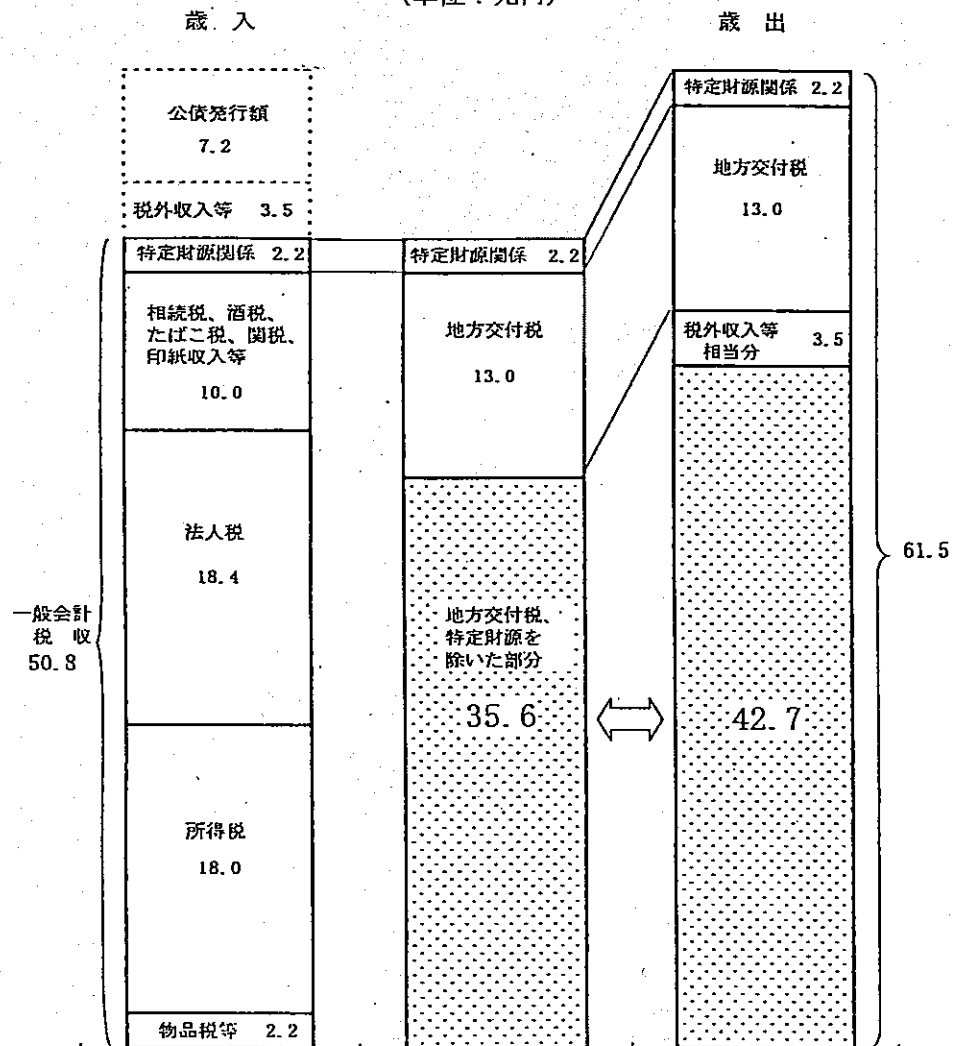
# 税収の構成等について

平成15年度予算

(単位：兆円)

一般会計における歳出と歳入のイメージ図

昭和63年度決算  
(単位：兆円)



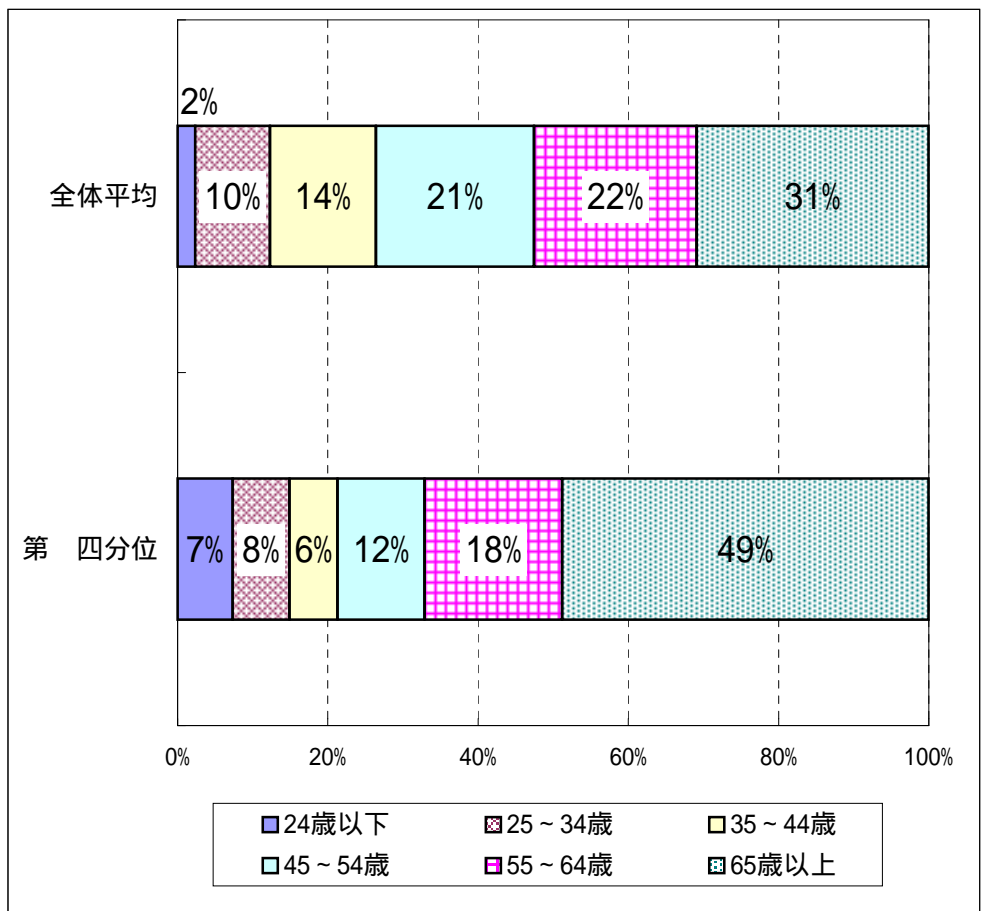
(注) 1. 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。  
2. 地方交付税交付金等には、地方特例交付金、地方交付税一般会計加算額を含んでいる。

# 国民生活基礎調査からみた低所得者の現状

厚生労働省統計情報部「平成13年国民生活基礎調査」より

### 1. 世帯主の年齢

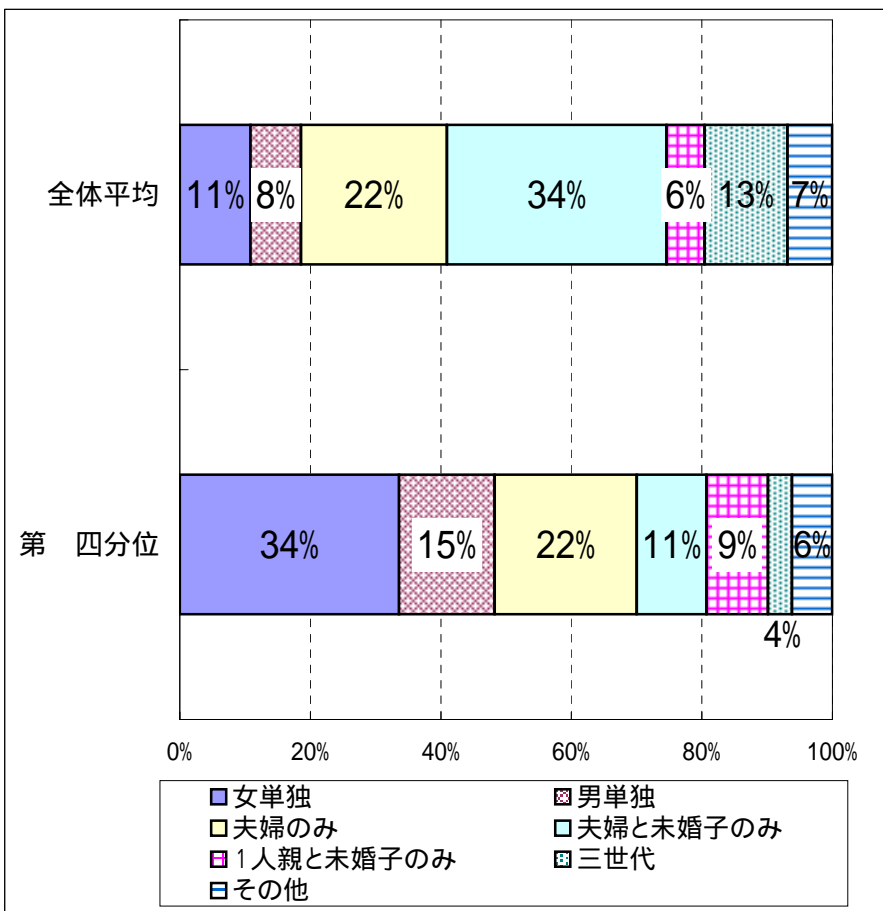
所得第 四分位では、全体平均と比べ24歳以下と65歳以上の割合が高い



所得第 四分位：年間所得金額275万円以下の世帯

### 2. 世帯構造

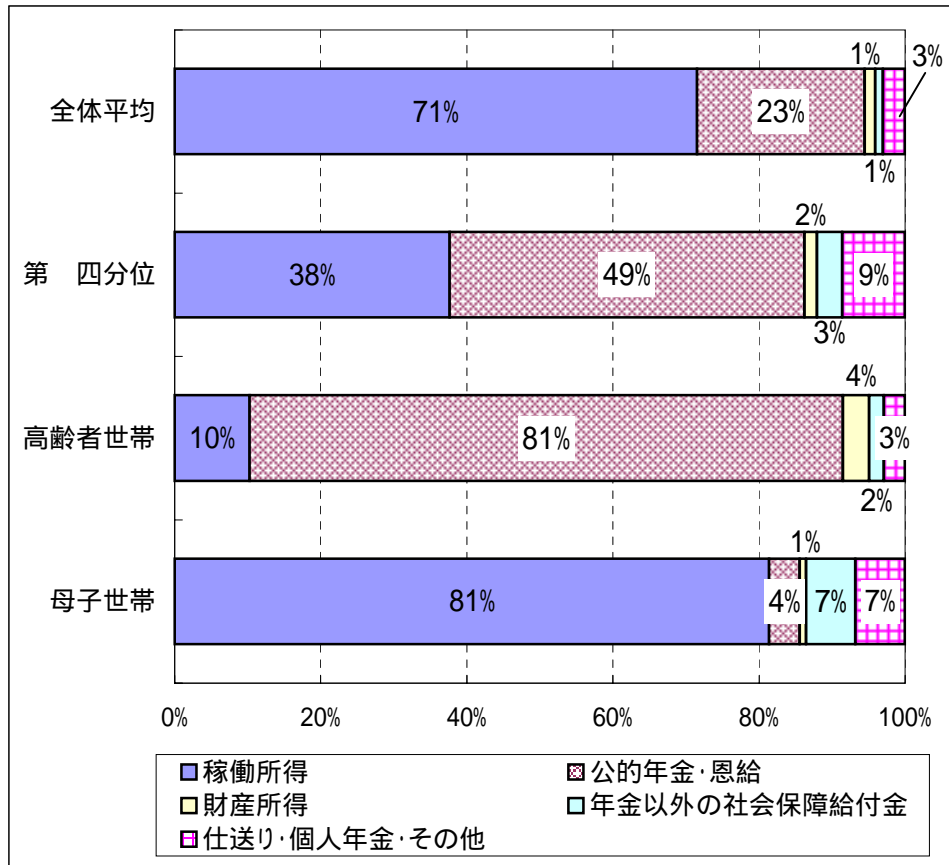
所得第 四分位では、全体平均と比べ女性単独世帯の比率が高い



所得第 四分位：年間所得金額275万円以下の世帯

### 3. 主たる所得の種類

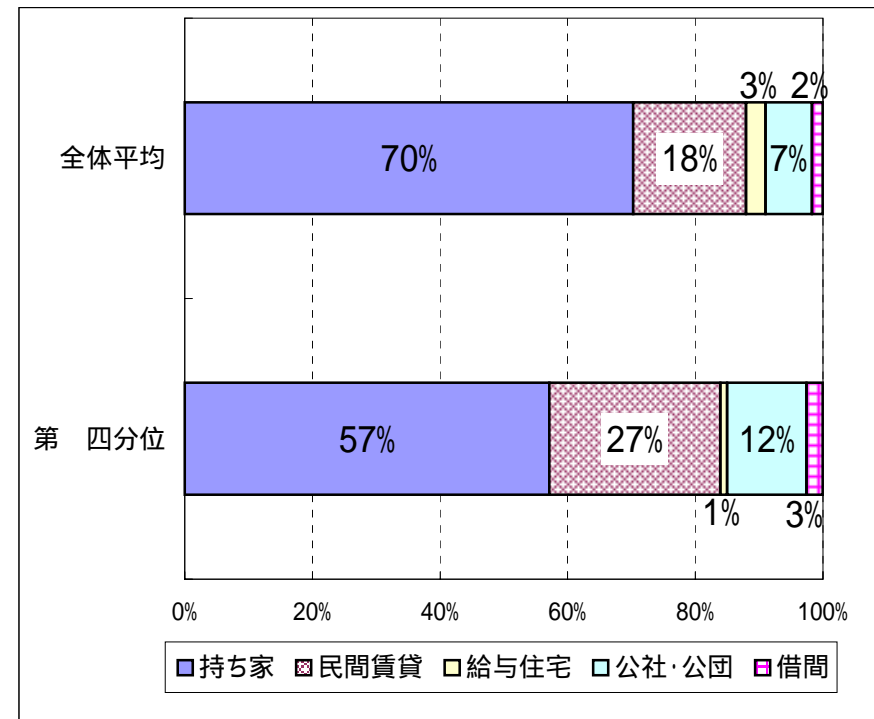
高齢者世帯では主たる所得が年金等による所得の世帯割合が高く、母子世帯では主たる所得が稼働所得の世帯割合が高い



所得第 四分位:年間所得金額275万円以下の世帯

### 4. 住居の種類

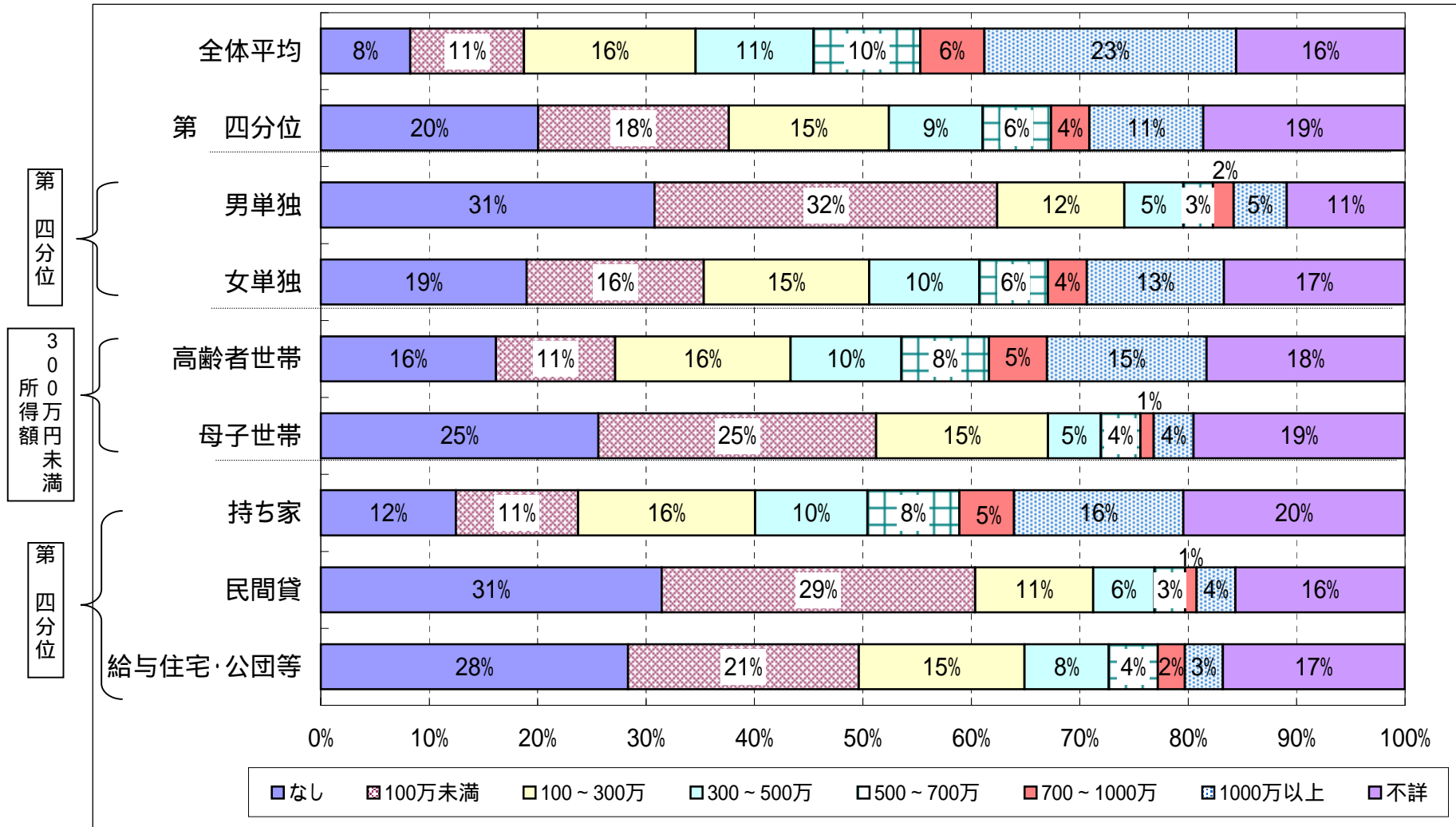
所得第 四分位では、持ち家世帯は半数程度



所得第 四分位:年間所得金額275万円以下の世帯

## 5. 貯蓄額

高齢者世帯、持ち家世帯は低所得者層でも比較的貯蓄がある



所得第 四分位: 年間所得金額275万円以下の世帯

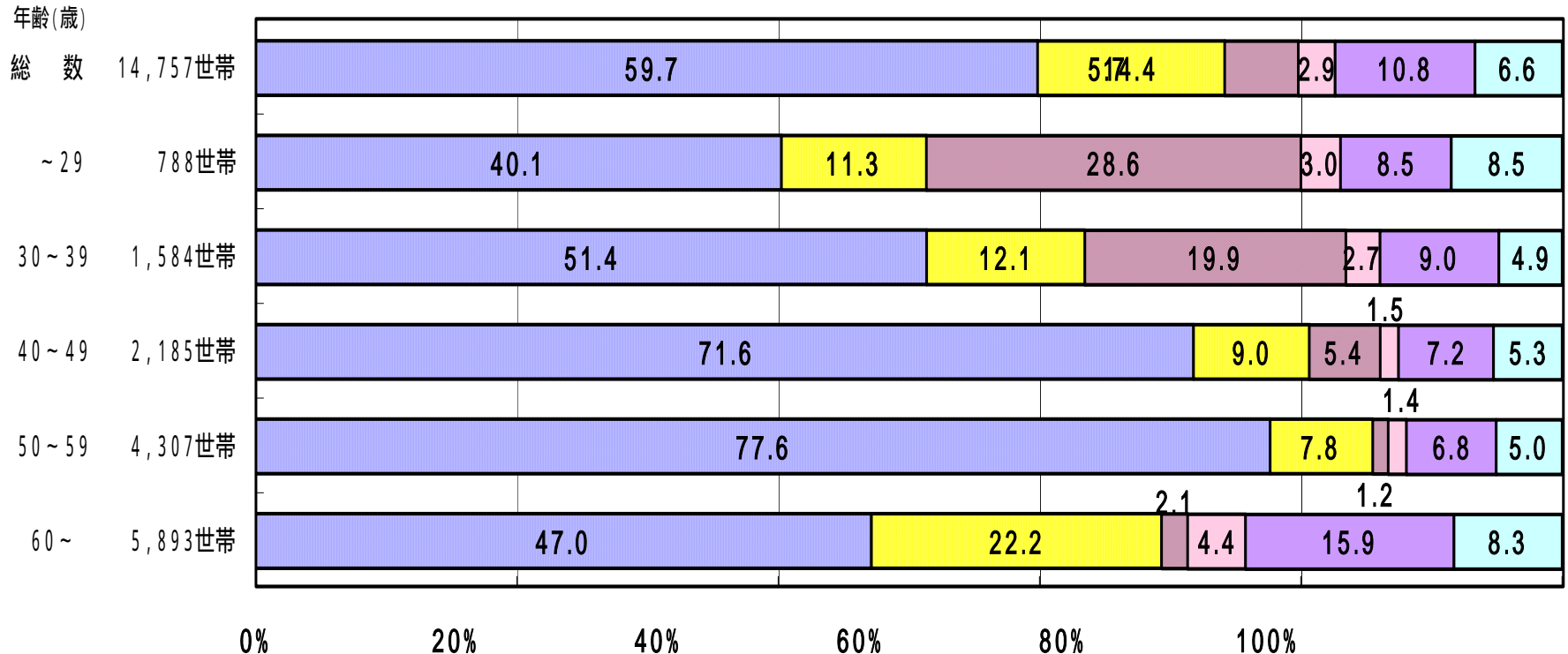
# 被保護世帯の保護開始と廃止の現状

## 保護開始の理由(世帯主の年齢階級別)

全年齢を通して「傷病による」の割合が高い。また、若い世代では「働いていた者の死亡・離別等」の割合も高い。

(注)「働いていた者の死亡・離別等」を保護開始の理由とする世帯のほとんどが母子世帯である。

■ 傷病による ■ 働きによる収入の減少・喪失 ■ 働いていた者の死亡・離別等 ■ 仕送りの減少・喪失 ■ 貯金等の減少・喪失 ■ その他



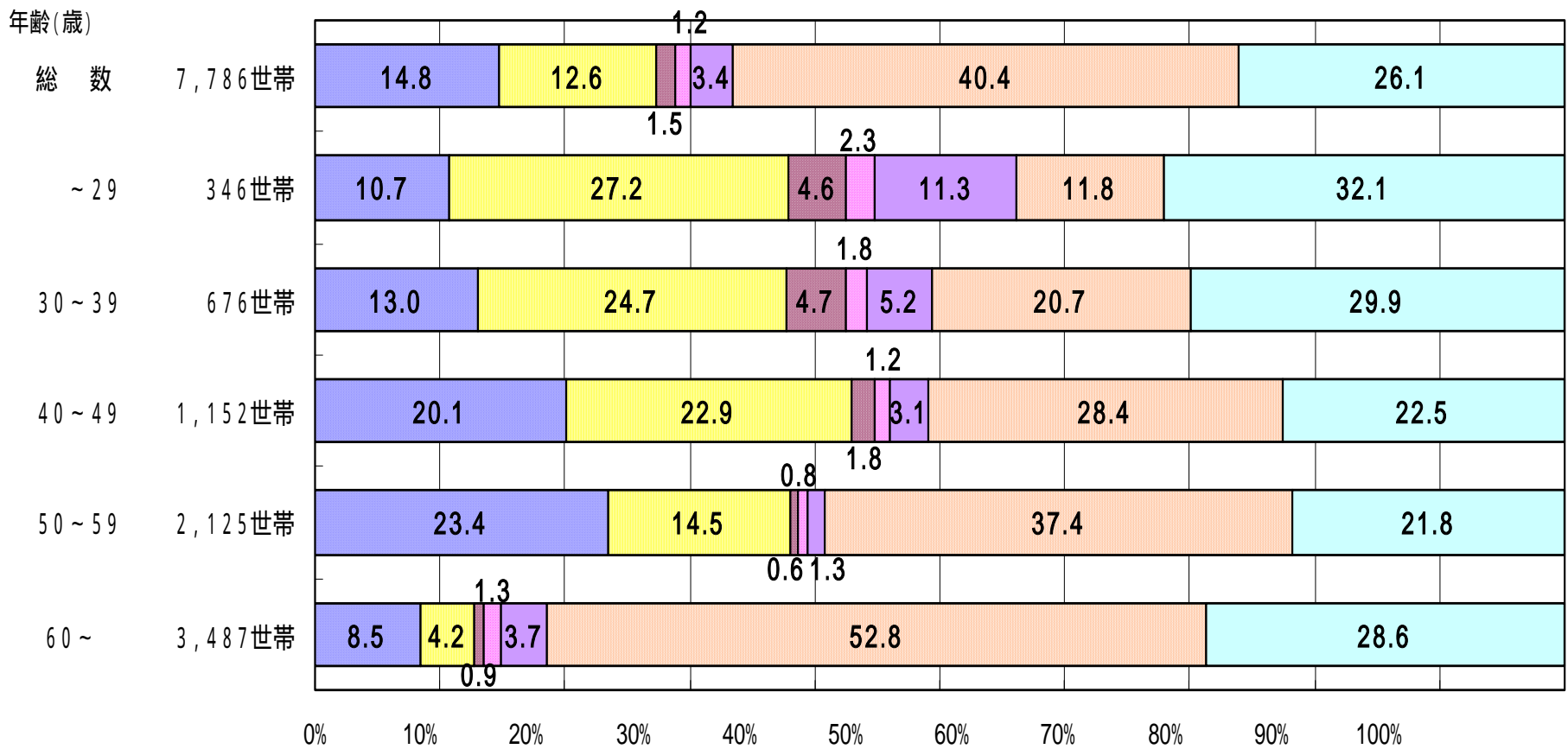
(注1)「傷病による」には急迫した事情により職権保護した者を含む。

(注2)「その他」には「社会保障給付金の減少・喪失」等を含む。

資料:福祉行政報告例(平成13年9月)

保護廃止の理由(世帯主の年齢階級別)  
 若い世代では「働きによる収入の増加」の割合が高く、中高年世代は「死亡・失踪」の割合が高い。

■ 傷病治癒 ■ 働きによる収入の増加・取得 ■ 働き手の転入 ■ 仕送りの増加 ■ 親類・縁者等の引取り ■ 死亡・失踪 ■ その他



(注1) 急迫保護により保護開始になった世帯(2,016世帯)を除く。

(注2) 「その他」には「社会保障給付金の増加」、「施設入所」、「医療費の他法負担」等を含む。

資料: 福祉行政報告例(平成13年9月)

# 所得に応じた保険料及び利用者負担の取扱い(年金、医療、介護)

## 生活保護受給者に対する取扱い

年金	医療	介護
<p>生活扶助を受けている場合は、国民年金の保険料は法定免除(全額免除)</p> <p>生活扶助以外の扶助(医療、住宅等)を受けている場合は、申請免除の対象となり、国民年金の保険料の全額又は半額を免除</p> <p>(免除された期間分の給付については全額免除の場合は3分の1の額に、半額免除の場合は3分の2の額に減額)</p>	<p>生活保護受給者は国民健康保険の対象外(医療扶助で対応)</p>	<p>65歳以上の生活保護受給者は保険料は生活扶助で、利用者負担は介護扶助で対応</p> <p>40～64歳の生活保護受給者のほとんどは、医療保険未加入者であるので、介護保険制度の対象外(介護扶助で対応)</p>

## 保険料の取扱い

年金	医療	介護
<p>国民年金の保険料について、2段階に分けて保険料を軽減(全額免除と半額免除)</p> <p>10年前までの免除期間について保険料を遡って納付することができる(追納制度)</p> <p>(免除された期間分の給付については、「生活保護の取扱い」に同じ)</p>	<p>国民健康保険の保険料について、基準を3区分に分けて、保険料を軽減(軽減されるのは保険料のうち応益割の部分。市町村保険者によって7割～2割を軽減している。)</p>	<p>高齢者に係る定額の介護保険料を所得等に応じて原則5段階に設定</p> <p>(基準額×1.5～0.5)</p> <p>(基準額:市町村民税本人非課税である対象者に係る介護保険料)</p> <p>40～64歳の国保加入者については、医療の場合と同様の軽減が行われる。</p>

# 利用者負担の取扱い

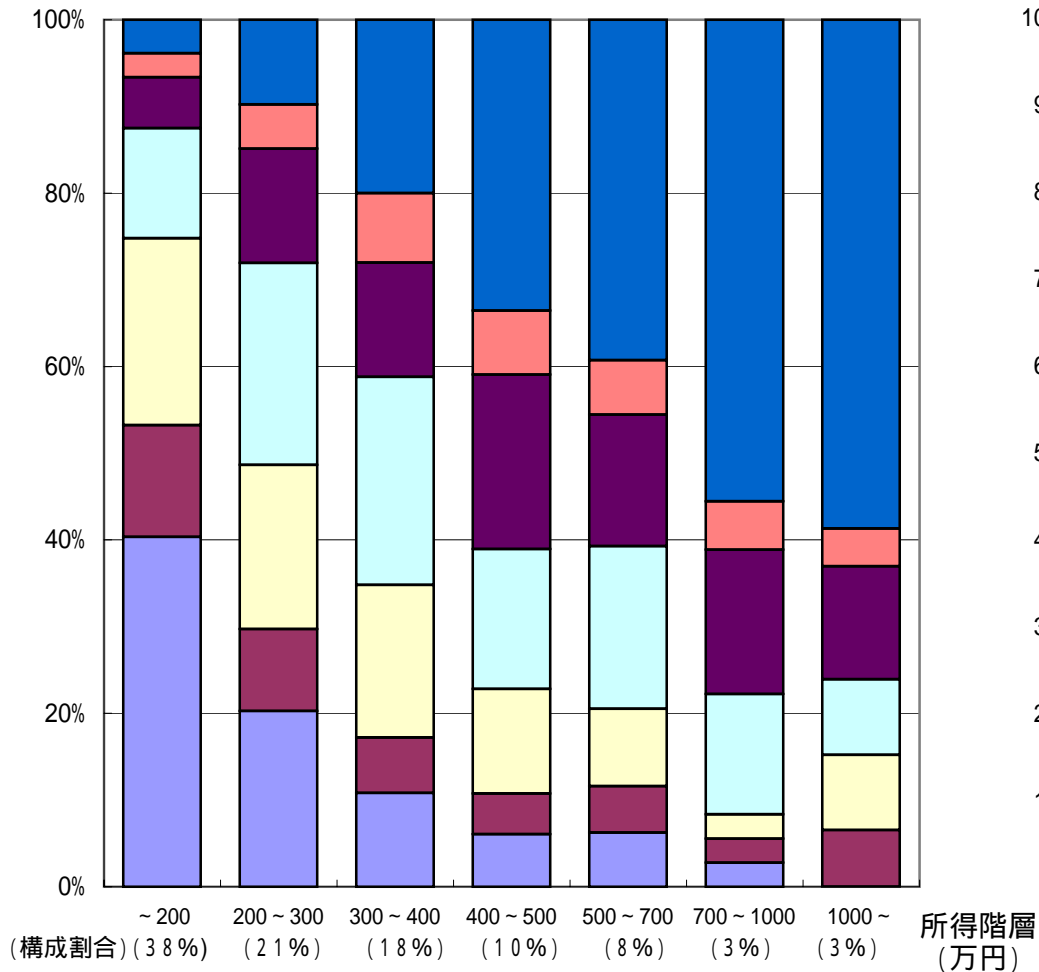
	医 療		介 護
	70歳未満	70歳以上	
自己負担	3割負担 (3歳未満は、2割負担)	1割負担 ただし、一定以上所得者については、2割負担	1割負担
高額療養費、高額介護サービス費における自己負担限度額( / 月)	上位所得者 139,800円 + 医療費の1% 一般 72,300円 + 医療費の1% <u>低所得 35,400円</u>	一定以上所得者 72,300円 + 医療費の1% 一般 40,200円 <u>低所得 24,600円</u> <u>低所得 15,000円</u>	一般 37,200円 <u>低所得 24,600円</u> 特に低所得 15,000円
食事療養費標準負担額、介護保険施設における食事の標準負担額	一般 780円 / 日 <u>低所得 650円 / 日</u>	一般 780円 / 日 <u>低所得 650円 / 日</u> <u>低所得 300円 / 日</u>	一般 780円 / 日 <u>低所得 500円 / 日</u> 特に低所得 300円 / 日
低所得者の定義	<u>低所得</u> 市町村民税非課税世帯	<u>低所得</u> 市町村民税非課税世帯 <u>低所得</u> 全体の約15%(市町村民税非課税世帯の50%)が対象	<u>低所得</u> 市町村民税非課税世帯 特に低所得 老齢福祉年金受給者、生活保護受給者



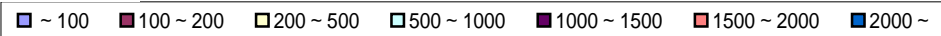
# 高齢者世帯の資産保有状況

(参考16)

## 所得階層別の貯蓄状況

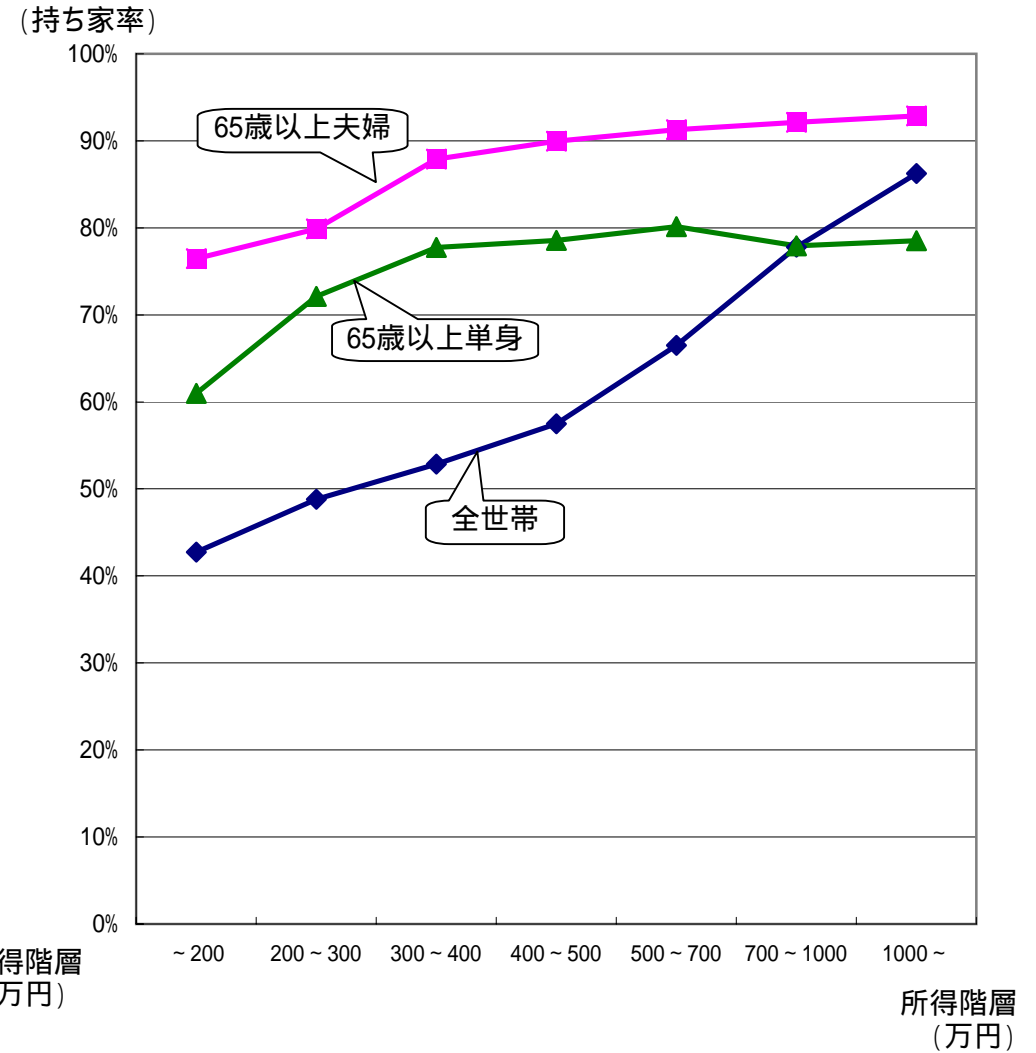


貯蓄階層



(資料)「平成13年国民生活基礎調査」(厚生労働省統計情報部)より作成

## 所得階層別の持ち家率



(資料)「平成10年住宅・土地統計調査」(総務省統計局)より作成

# リバースモーゲージについて

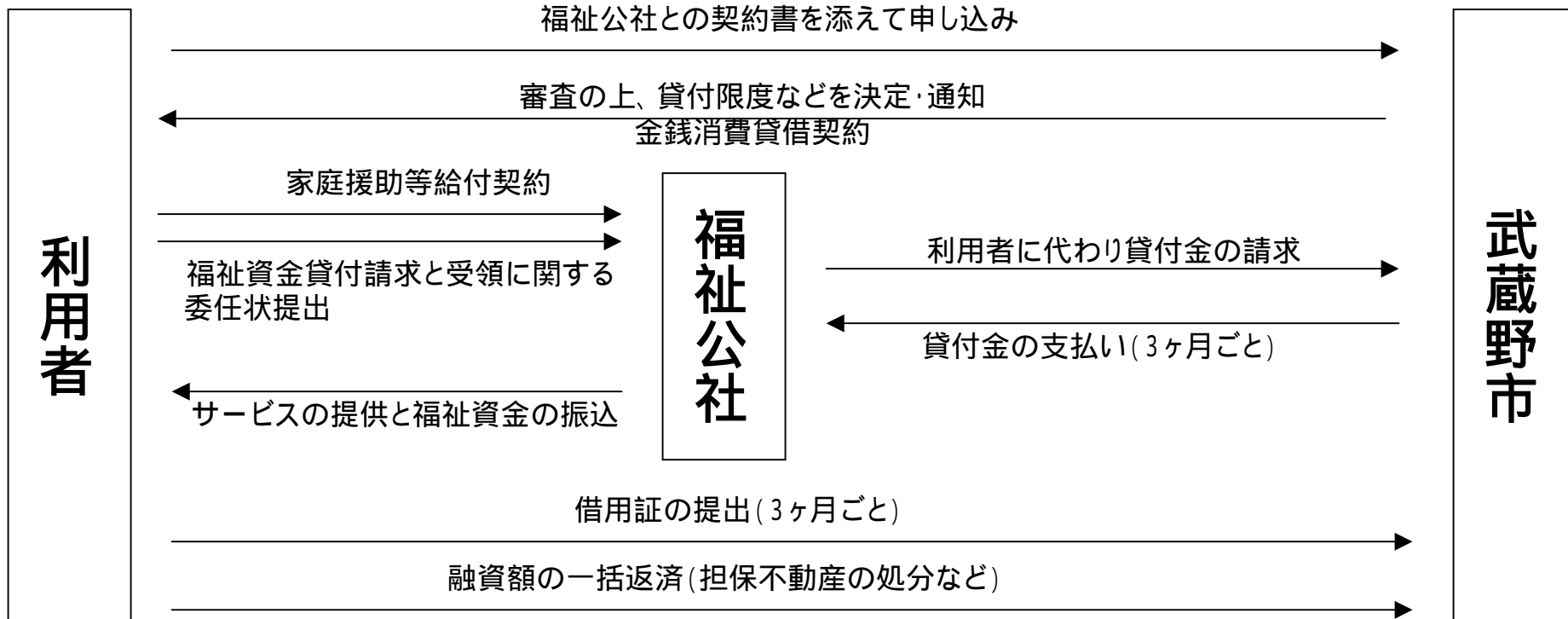
## 1. リバースモーゲージの概要(例:武蔵野市、次頁の仕組みについての概念図も参照)

- ・実施主体：財団法人武蔵野市福祉公社
- ・貸付対象者：次のいずれにも該当する者
  - ・市内に1年以上居住する高齢者(概ね65歳以上)、障害者
  - ・福祉公社と家事援助などの給付契約を締結した者
  - ・本人か第三者が所有する不動産を担保として提供でき、償還が確実と認められる者
- ・対象不動産：建物、土地(借地も可)、マンション
- ・貸付限度額：担保が土地の時、売買時価の80%以内  
担保がマンションの時、鑑定評価額の50%以内
- ・貸付期間：借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間
- ・貸付利子：年利5%(単利)
- ・返済方法：貸付契約終了時に相続人が一括返済するか、担保物件を換金して返済
- ・施行日等：昭和56年4月。平成14年5月現在、実績88件。

## 2. 問題点(総合研究開発機構研究報告「高齢者の生活資金確保のための居住試算の活用に関する研究」より)

- ・不動産価格変動(下落)、金利変動、長生き等による担保切れリスクが生じること。とくに不動産の価格変動(下落)により、リスクが顕在化すること。
- ・利用者の意志能力喪失時の対応、相続発生後の諸問題(一部相続人の所在不明、相続人全員の相続放棄、売値の相続人の同意、売却不動産の境界線の確定等)への対応などが難しいこと。
- ・個別契約のリスクを分散する仕組みが制度化されていないため、融資限度額が小さくなるなど商品の魅力が乏しいこと。
- ・商品設計において、利用者に求める担保資産の価値の最低限度額が高額なものとなり、一般の利用者には利用しにくいものとなっていること。

# 武蔵野市におけるリバースモーゲージの仕組みについて(概念図)



利用者は福祉公社と有償の福祉サービスの給付契約を締結する。  
利用者はこの福祉公社との契約書を添えて市に対し福祉資金の貸付を申し込む。  
市は条例に基づいて担保などについて審査を行い決定・通知する。  
金銭消費貸借契約を締結する。  
利用者は福祉公社に対して福祉資金貸付の請求と受領に関する委任状を提出する。  
福祉公社は利用者になり市に対して貸付金の請求を行う。  
市は3ヶ月ごとに福祉公社に貸付金を支払う。  
福祉公社は利用者に対して福祉サービスの提供および福祉資金の振込を行う。  
利用者は市に3ヶ月ごとに借用証を提出する。  
契約終了時に不動産を処分して精算する。

# 長期生活支援資金の概要

## 【目的】

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援することを目的とする。

## 【実施主体】

都道府県社会福祉協議会（申込窓口は市町村社会福祉協議会）

## 【貸付対象】

資金の貸付対象は次のいずれにも該当する世帯

- ・借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- ・不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ・配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- ・世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- ・借入世帯が市町村民税の非課税世帯又は均等割課税世帯程度の世帯であること。

## 【貸付内容】

貸付限度額	居住用不動産（土地）の評価額の70%程度
貸付期間	貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間又は借受人の死亡時までの期間
貸付額	1月当たり30万円以内の額（臨時増額が可）
貸付利子	年利3パーセント又は長期プライムレート（現在1.35%）のいずれか低い利率
償還期限	借受人の死亡など貸付契約の終了時
償還の担保措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住する不動産に根抵当権等を設定</li> <li>・推定相続人の中から連帯保証人1名を選任</li> </ul>

## 【施行日等】

平成14年12月24日施行。平成15年4月14日現在、11の都道府県社会福祉協議会で貸付業務を開始